

公募要領

1. 事業名

令和6年度 地域における子供たちの多様なスポーツ機会創出支援事業

2. 事業の趣旨

スポーツ庁では現在、学校の運動部活動の地域連携・地域移行の改革を進めているが、各自治体において実証事業に取り組むなかで、競技を限定せず、同時期に複数の競技種目を実施するような取組が生まれてきており、子供たちのスポーツ活動の一層の充実を図るべく、特にジュニア期の子供たちを対象に、ニーズに応じながら多様なスポーツに親しむ機会・環境（マルチスポーツ環境）を構築していくことが極めて重要となっている。

また、他競技を経験することは身体機能の向上やケガの防止だけでなく、複数のコミュニティへの所属を通じて、子供たち自身の社会性や協調性等を育む機会の増加にもつながるなど教育的意義も大きいことから、今後我が国における子供たちのマルチスポーツ環境の望ましい姿について検討を行い、それを踏まえた、我が国に適した『日本型マルチスポーツ』環境を構築・充実していくために必要となる取組等を実施する。

3. 事業の内容

本事業では、以下（1）～（4）を実施することとする。

（1）マルチスポーツに関する国内外の先進的な取組や研究成果等の調査

マルチスポーツに先進的に取り組むニュージーランドをはじめとした海外及び国内におけるジュニア期（小中学生対象）の子供たちのマルチスポーツに関する取組事例や研究成果等を調査し、その特徴や効果、留意事項等を整理すること。

調査する事例数は5か国（地域）を目安とするが、ニュージーランドの取組（「Balance is Better」等）については必ず含めること。

（2）スポーツ団体等と連携したマルチスポーツ体験イベントの実施

（1）で得られた調査結果も踏まえつつ、我が国でマルチスポーツを実装していく際の参考となるよう小中学生を対象としたマルチスポーツ体験イベントを開催し、効果検証を行う。イベントの実施に当たっては、少なくとも3種目以上の競技を体験できるものとするとともに、スポーツ団体、地方自治体、大学、民間企業等、なるべく多様な主体と連携を図りつつ実施することとする。その際、親子で参加可能な内容も含めること。

（3）成果報告書の作成

（1）（2）の事業の実施を通じて得られた成果を報告書としてまとめ、今後、我が国でマルチスポーツ環境を構築していくために必要となる具体的な取組やその際の課題等を整理すること。

（4）子供の自主学習向けのトレーニング動画等の作成

スポーツの実施に際して、その基本となる動作（例：走る、跳ぶ、投げるなど）について、主に中学生を対象に、子供が自ら学び習得できるよう動画を5本程度作成すること。

また、動画を作成する場合は、子供たちが体育授業等で学んでいる「中学校学習指導要領（保健体育）」の内容（4つの動き）と齟齬が生じないよう留意すること。

上記に示す基本動作については、例示のものに限定せず、優先的に取り扱うべき基本動作があれば、企画提案においても提案を行うとともに、動画の作成に関しても、既存の動画の活用と組み合わせる等、より効果的な手法があれば併せて提案すること。

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 委託先

上記3. の全ての事業を実施することができる法人格を有する団体に委託する。

6. 事業期間、事業規模、採択予定件数

事業期間：契約締結日～令和7年3月31日（月）

事業規模：1件当たり2, 500万円程度

採 択 数：1件（予定） 採択件数は審査委員会が決定する。

7. 選定方法及び選定結果の通知

審査は、本委託事業を選定するための審査委員会を設置して行う。審査方法については別添「審査基準」のとおり。選定終了後、10日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

8. 公募説明会の開催

開催日時：令和6年4月8日（月）14時

開催場所：文部科学省 16階 16F3会議室

9. 参加表明書の提出

あらかじめ競争参加者の数を把握するため、説明会への参加を希望する者は令和6年4月5日（金）16時までに電子メールにより参加表明書を提出すること。

その際、メールの件名は「【参加表明】令和6年度地域における子供たちの多様なスポーツ機会創出支援事業」説明会」とするものとし、10.(1)に示す提出先に提出すること。

10. 企画提案書等の提出方法等

(1) 提出場所及び問い合わせ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

スポーツ庁地域スポーツ課

TEL：03-5253-4111（代）（内線2673）

E-mail：tiikisport@mext.go.jp

※公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開する本件の公募情報に開示する。

(2) 提出方法

① 用紙サイズはA4判、横書きとする。

- ② 提出は電子メールにデータを添付の上、上記（１）に示すアドレス宛に提出すること。

※メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負わない。

（３）提出書類

- ① 企画提案書（別添様式を参照）
- ② 申請団体の概要
要覧、会社案内、役員名簿等を提出すること。
- ③ 最新の財務諸表
- ④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
- ⑤ 誓約書（別添様式１）
※ただし、本企画競争に参加を希望する者が国立大学法人及び独立行政法人の場合は提出不要

（４）提出期限

令和６年４月２２日（月）１７時必着

※ 上記（３）に示すすべての提出書類をこの期限までに提出すること。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

11. 誓約書の提出

- （１）本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。
- （２）前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。
- （３）前２項は、本企画競争に参加を希望する者が国立大学法人及び独立行政法人の場合は適用しない。

12. 契約締結に関する取り決め

選定の結果、契約予定者と委託事業計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業計画書等の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではないことに留意すること。また、契約条件が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、会計法により当事者双方が契約書に押印しない限り確定しないため、たとえ本事業に採択されたとしても双方が契約書に押印していない間は事業に着手することはできない。したがって、それ以前に採択者が要した経費についても国は負担することはないため、その点について十分留意するとともに、採択後は迅速に契約締結を進めて行くこと。なお、業務の一部を別の者に再委託先する場合は、この旨再委託先にも十分周知すること。

13. スケジュール（予定）

- （１）公募開始：令和６年３月２８日（木）
- （２）公募締切：令和６年４月２２日（月）１７時必着
- （３）審査：令和６年４月下旬～５月初旬頃
- （４）採択決定：令和６年５月中旬頃
- （５）契約締結：令和６年６月初旬頃

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 事業実施にあたっては、契約書及び事業計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (7) 審査終了後ただちに採択者と契約に向けた手続きに入る。すみやかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出すること。事業の実施にあたって再委託が予定されている場合は再委託先にも周知しておくこと。

[契約締結にあたり必要となる書類]

- ・ 事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・ 委託事業実施経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料
（人件費、消耗品、借損料、旅費支給規程、謝金単価表、見積書など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 別紙（銀行口座情報）

(以上)